

平成25年度 食品安全モニター会議

～食品安全モニター みなさんへ～

食品安全モニターの活動について



食品安全委員会事務局 情報・勧告広報課





食品安全モニターの主な役割

食品安全モニターの主な役割

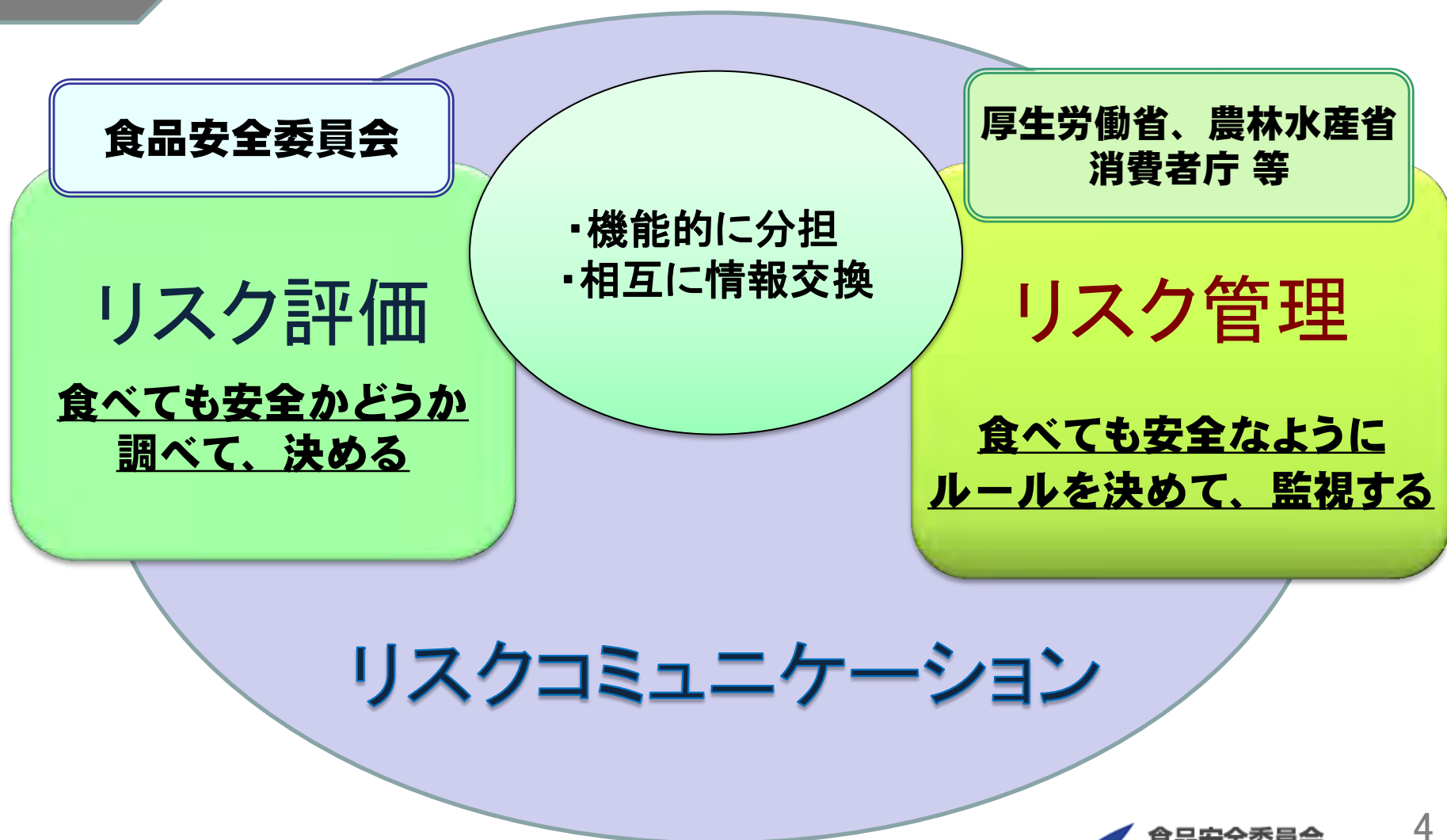
**1. リスク管理措置のモニタリングとして、
リスク管理機関（※）において講じられる
施策の実施状況について報告すること**

※ 次ページ参照

2. 食品安全委員会の活動（リスクコミュニケーション、リスク評価等）に関する改善点について提言すること

食品安全を守るしくみ(リスク分析)

3要素



リスク管理措置のモニタリング（監視）

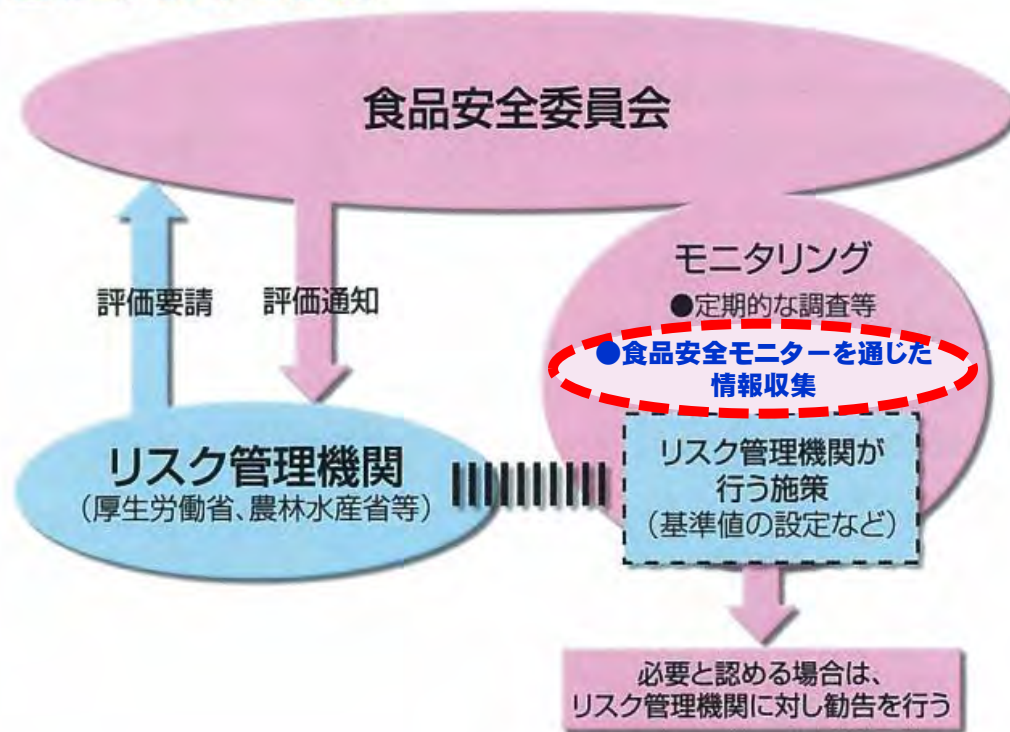
- ・ 食品安全委員会には、リスク管理機関が行うリスク管理措置をモニタリング（監視）する任務があります。

具体的には、

- ① リスク管理機関に対する調査（施策実施状況調査）
- ② 食品安全モニターの皆様からの情報

によって、モニタリング（監視）を行っています。

■モニタリングのしくみ



食品安全基本法

第二十三条 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

四 前二号の規定により行った食品健康影響評価の結果に基づき講じられる施策の実施状況を監視し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣を通じて関係各大臣に勧告すること。



食品安全モニターの主な活動

随時報告（提出書式を使って）の提出

具体的には、

- ① リスク管理措置に関する課題・問題点の提言
 - ② 食品安全委員会のリスクコミュニケーション（広報、意見交換会等）の改善に関する提言
 - ③ 委員会が行うリスク評価の改善に関する提言
- についてのレポート提出です。

課題報告（アンケート）への協力

※ 年2回程度を予定

食品の安全に関する情報提供

食品に関する危害情報を入手した場合等に、速やかに事務局に情報を提供してください。（様式等自由）

食品安全委員会の情報を地域へ提供

- ・ 地域で活動されたり、企業でお勤めの場合や周囲の御近所さんとのお付き合いなど、それぞれの日常生活の中で周囲の方々への情報提供をお願いします。

随時報告の書式

平成 年度 食品安全モニター

随時報告 提出書式

報告番号	受付日	備考
※事務局用。記入しないでください。		

提言内容が分かるようなタイトルを記載ください。

提言内容が該当する区分に○を付してください。

タイトル		
提言の種類 (○をつける)	リスク評価 (食品安全委員会)	
	リスク管理 (機関名:)	
	リスクコミュニケーション (機関名:)	
	その他 ()	
提言内容	1) 現状・実態 (事実)	【300字以内】
	2) 課題・問題点	【300字以内】
	3) 1・2を踏まえた意見・提言	【300字以内】

1. 現状・実態

認識だけ(「～と思う」等)書くのではなく、新聞報道、公的機関の公表資料等による正確な事実関係を基に書いてください。

2. 課題・問題点

1の事実確認と現状等を踏まえ、何を課題、問題と思ったか。

3. 意見・提言

1、2を踏まえ、具体的な改善すべきご提言をお書きください。

※ 裏付けるデータや参考文献、引用論文などで、枠内で言及しきれない場合は、別紙として添付してください。



現在の制度等のご確認を

皆様からご提出頂く報告に、残念ながら問題点・改善点について、具体的な内容の記載がないものや制度やリスク管理措置等を確認されないまま記載して提出されるものもございます。出来る範囲で結構ですので、制度等のご確認をお願いいたします。

具体的なお指摘を

意見・提言について、例えば「資料がわかりにくい」というご指摘の場合、どの表現が分かりにくいかな等を具体的にご指摘頂けますと、担当部門での改善への意識もより高まっていくかと思えます。

適切な引用を

新聞記事等の引用については、他人の著作、記事のコピーだけの報告や、引用が大部分を占めている内容については、その元となる著作物の著作権との関連もあり、受付できないこともあります。引用される際は、引用箇所を明記頂きますようお願いいたします。

課題報告について

○課題報告とは・・・

課題報告とは、食品の安全性に関する意識等について、食品安全モニターの定点調査等を行うことを目的とした調査で、アンケート形式で実施します。

これまで実施した調査内容の例

- 食品の安全性に関する意識について
- 放射性物質を含む食品の健康に与える影響
- 肉の生食に関するリスク管理の状況（表示の実施状況）
- 施策の浸透度に関するもの
- 食の安全性等についての情報源
- 「自ら評価」を速やかに進めるべきと考える物質等 など

「自ら評価」とは？

食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価

- ・ 食品健康影響評価については、厚生労働省、農林水産省等からの要請により行う評価（例：新たな食品添加物を使用する場合等）のほか、リスク評価の対象案件を自ら選定して行う評価（自ら評価）もあります。
- ・ 食品安全委員会は、「自ら評価」を含め、食品健康影響評価を行ったときは、評価結果を関係省庁に通知し、適切なリスク管理措置の検討等を要請します。
- ・ これらの対象案件は、「国民の健康への影響が大きいと考えられるもの」等が選定されることとなっています。

なお、過去に「自ら評価」の対象案件として提案され、企画専門調査会において審議されたが食品健康影響評価が行われなかった案件については、その後、新たな科学的知見が得られていない場合等については調査審議対象からの除外事由となっていることから、その場合は対象になりにくい可能性があります。

**今後、モニターの皆様方からも
具体的なご提案をいただきたいと考えておりますので、
よろしくお願いいたします。**

(参考) 食品安全委員会が対象案件を自ら選定して行った 食品健康影響評価の実施例

評 価 案 件	評価状況
①日本における牛海綿状脳症（BSE）対策について－中間とりまとめ－	平成16年9月評価終了
②食中毒原因微生物の食品健康影響評価 鶏肉中のカンピロバクター・ジェジュニ/コリについて	鶏肉中のカンピロバクター・ジェジュニ/コリについては、平成21年6月評価終了
③我が国に輸入される牛肉及び牛内臓に係る食品健康影響評価	11か国の牛肉及び牛内臓について、平成23年12月評価終了
④食品（器具・容器包装を含む）中の鉛に関する食品健康影響評価	実施中
⑤オクラトキシンに関する食品健康影響評価	実施中
⑥デオキシニバレノール及びニバレノールに関する食品健康影響評価	平成22年11月評価終了
⑦食品中のヒ素（有機ヒ素、無機ヒ素）に関する食品健康影響評価	実施中
⑧トランス脂肪酸に関する食品健康影響評価	平成24年3月評価終了
⑨アルミニウムに関する食品健康影響評価	実施中
⑩アクリルアミドに関する食品健康影響評価	実施中
⑪クドアに関する食品健康影響評価	今後実施予定



情報の共有について

HPに「食品安全モニターの皆様へ」を作りました。

The screenshot shows the official website of the Food Safety Commission of Japan. The header includes the logo and name in Japanese and English. The main content area is divided into several sections. On the left, there is a sidebar with various links and information. A dashed arrow points to the link labeled '食品安全モニターからの報告' (Report from Food Safety Monitors) under the 'Report' category. The main content area features a 'お知らせ' (Notice) section with a list of recent announcements, a '新着情報' (New Information) section with a list of recent news items, and a '注目キーワード' (Key Words) section with a list of related terms. The footer contains contact information and copyright details.

こちらをクリック！

「食品安全モニターからの報告」をクリックしてください。

ここから「随時報告書式」をダウンロードできます。

*課題報告（アンケート用紙）も、今後こちらに掲載の予定です。

メールボックスの活用について

モニター同士の情報交換や事務局、自治体からの情報提供に活用するための
「メールボックス」を運用しています。

＜「メールボックスの仕組み＞

- ① 下記のアドレスへモニターの皆さん、自治体の皆さんから、モニター同士で共有したい情報をメール送信
- ② 事務局を経由して参加メンバーにBCC送付を行う形式で情報共有を行うもの

○ 「メールボックス」のアドレス：i_moni25_renraku@cao.go.jp

＜「メールボックス」の活用例＞

- ・ 食品安全委員会などで実施される意見交換会等の開催情報の提供
- ・ 自治体で実施される意見交換会、学習会等の開催情報の提供
- ・ メールボックスを活用したモニター同士の情報交換

＜「メールボックス」活用のルール＞

- ① 食品安全に関する情報をお願いします。
- ② 特定の企業の収益につながるもの（広告・勧誘等）は避けてください。



最 後 に

活動に当たっての遵守事項

1 モニターとして活動する場合には、次の事項を遵守してください。

なお、これらの遵守事項に違反したことが確認された場合には、モニターの依頼を取り消すことがありますので、ご注意願います。

- ① モニター活動は、公正中立な立場で行ってください。
- ② モニターという立場を利用して、営利企業等から、いかなる利益及び便宜の供与も受けてはいけません。
- ③ モニターの活動は、日常生活の中で行ってください。
- ④ モニターは、食品安全委員会事務局長からモニターとしての活動を依頼されますが、国家公務員のように国に雇用されているものではないため、法律に基づく調査権限や検査権限は一切与えられていません。



販売店内等での写真撮影、伝票や資料閲覧(「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」に基づく閲覧は除く)の要求、常識的な質問の範囲を超えるような事情聴取など、営業妨害や風評被害の発生のおそれのある行動はとらないよう、お願いいたします。

2 1の各事項に反する活動などにより、食品関連業者、行政機関等に損害を与えたり問題が発生した場合には、モニター個人の責任において対応してください。

モニターの皆様には、専門知識や
これまでのご経験を生かしていただく
ことはもちろん、
一般消費者としての立場からも、
「国民の声」をあげていただくとともに、
食品安全委員会と地域の橋渡し役と
なっていただくことを期待しております。